

○印旛郡市広域市町村圏事務組合職員の職務に専念する義務の特例に関する規則

平成 29 年 7 月 3 日  
規 則 第 2 号

(目的)

第 1 条 この規則は、印旛郡市広域市町村圏事務組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和 47 年条例第 8 号。以下「条例」という。)

第 2 条第 3 号の規定により、職務に専念する義務の免除に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職務に専念する義務を免除する場合)

第 2 条 条例第 2 条第 3 号に規定する管理者が定める場合は、次のとおりとする。

- (1) 地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。)第 55 条第 8 項の規定に基づき、適法な交渉を行う場合
- (2) 法第 46 条又は第 49 条の 2 第 1 項の規定により、勤務条件に関する措置の要求又は不利益処分に関する審査請求を行う場合
- (3) 地方公務員災害補償法(昭和 42 年法律第 121 号)第 51 条及び同法附則第 4 条の規定に基づき公務災害補償に関する審査請求を行う場合
- (4) 組合行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要と認められる団体等の役職員の地位を兼ねその地位に基づく事務を行う場合
- (5) 学校その他の団体等から委嘱されて講演又は講義を行う場合
- (6) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に規定する高等学校若しくは大学(短期大学を含む。)又は各種学校へ通学する場合
- (7) 公共的団体が主催する各種体育大会等へ参加する場合
- (8) 消防団員として火災その他の消防活動に従事する場合
- (9) 健康診断を受ける場合
- (10) 前各号に定めるもののほか、管理者が承認した場合

(補則)

第 3 条 この規則に定めるもののほか、職務に専念する義務の免除に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。